

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成20年1月10日(2008.1.10)

【公開番号】特開2002-157979(P2002-157979A)

【公開日】平成14年5月31日(2002.5.31)

【出願番号】特願2000-353094(P2000-353094)

【国際特許分類】

<i>H 01M</i>	<i>2/02</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>C 22C</i>	<i>23/02</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>C 22C</i>	<i>23/04</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>H 01M</i>	<i>10/40</i>	<i>(2006.01)</i>

【F I】

<i>H 01M</i>	<i>2/02</i>	<i>F</i>
<i>C 22C</i>	<i>23/02</i>	
<i>C 22C</i>	<i>23/04</i>	
<i>H 01M</i>	<i>10/40</i>	<i>Z</i>

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月16日(2007.11.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】正極と負極と非水電解質からなる発電要素を電池容器に収納した非水電解質電池において、前記電池容器は、空気中における発火温度が550以上である難燃性マグネシウム合金を用いて構成されることを特徴とする非水電解質電池。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、前記難燃性マグネシウム合金は、Mg-A1系合金、Mg-A1-Zn系合金またはMg-Zn系合金のいずれかであり、これら主要構成元素のほかにCaを0.2~5.0質量%含有することが好ましい。

Caを含有することによりマグネシウム合金の発火温度を上昇させることができ、非水電解質電池の容器に使用できる難燃性のマグネシウム合金を提供することができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、前記難燃性マグネシウム合金が、Zr、Mn、Ag、Si、RE(希土類元素)から選ばれる少なくとも1種の元素を、それぞれ2.0質量%以下含有することが好ましい。そうすることで、非水電解質電池の容器に使用できる難燃性のマグネシウム合金として、機械的強度や耐食性、加工性等の改良された合金を提供することができる。